

(別添)

## 仕様書

### 1 業務名称

伯耆国「大山開山1300年祭」ポスターデザイン及びポスター印刷業務（以下「委託業務」という。）

### 2 業務目的

鳥取県の名峰「大山」は、2018年に開山1300年を迎える。「大山」は古くから信仰の山とされ、独自の文化を築いてきた。また、平成28年に日本遺産の認定や国立公園満喫プロジェクトにも指定されるなど、観光面において追い風が吹いてきている。これを契機に、地元大山町はもとより、圏域の市町村等と連携したイベントの実施や情報発信を行い、大山開山1300年祭の機運醸成や認知度の向上を図ることで「伯耆国・大山」への誘客を目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から平成29年7月28日（金）まで

### 4 業務内容

大山開山1300年祭を効果的に発信するための基本コンセプトを設定すること。  
伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会のホームページなどを参考にする。

#### (1) 制作物及び仕様

制作物	伯耆国「大山開山1300年祭」ポスター4パターンデザイン
体裁	宣伝ポスター
紙質	コート135kg
色数	4色カラー
数量	宣伝ポスター4種（各B2 500枚、B1 300枚）

#### (2) 構成

「大山への祈り」ステージに関することで1パターン、「大山からの恵み」ステージを構成する3プロジェクト（「大山」の恵みを感じるプロジェクト、緑と星空プロジェクト、水と食プロジェクト）に関することで3パターンの合計4パターン。

### 5 制作要件

(1) それぞれのパターン単体でも、伯耆国「大山開山1300年祭」の魅力が発信するものであるとともに、構成4パターンを並べて1セットにすることで、より宣伝効果が高まるよう工夫をすること。また、宗教色が強くないよう配慮すること。

(2) ポスター制作にあたっては下記事項を必須とすること。

- ・伯耆国「大山開山1300年祭」を記す。
- ・「2018年に大山は開山1300年を迎えます」を記す。
- ・伯耆国「大山開山1300年祭」の公式ロゴを記す。
- ・大山の漢字には、「だいせん」とふりがなを記す。
- ・大山の位置図を記す
- ・「鳥取県」を記す。
- ・ポスター内に、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会事務局の住所、連絡先、URLを

記す。

- (3) 画像を使う時は、できるだけ最近撮影されたものを使用すること。ただし、景色などが現在の状況と大差なく画質に問題がなければ、撮影時期は問わないものとする。

## 6 著作権について

- (1) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等（以下「素材」という。）を使用する場合、受託者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に、委託者へ無償で譲渡する。ただし、ライセンスの譲渡が認められていない素材等は除くものとする。また、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- (3) 委託者は、制作物が著作物への該当・非該当に関わらず、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に使用することができるものとする。
- (4) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合に、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、委託者は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を双方協議の上に改変することができる。

## 7 特記事項

- (1) 受託者は、制作物を平成29年7月28日（金）までに納品すること。
- (2) この仕様について、疑義が生じた事項又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。